

波崎漁港海岸休憩施設の指定管理者候補者の選定結果について

農林水産部水産振興課
(Tel.029-301-4125)

波崎漁港海岸休憩施設の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後、平成30年10月に開催予定の県議会において指定の議決を経て、波崎漁港海岸休憩施設の指定管理者に指定します。

なお、下記指定管理者による管理は、平成31年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	神栖市																				
2 指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員： 3名 県側委員： 2名 合計： 5名																				
(2) 選定方法	選定委員会においてヒアリング，事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等利用の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平等利用に関する取り組みや考え方が整理されており，具体的な取り組みがあるか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。 </td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・施設を適切に維持管理する管理計画であるか。 </td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な管理運営を行う計画となっているか。 </td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>4 管理を安定して行う物的・人的能力</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか </td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">100点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・平等利用に関する取り組みや考え方が整理されており，具体的な取り組みがあるか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。 	20	2 施設の効用の最大限の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・施設を適切に維持管理する管理計画であるか。 	30	3 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な管理運営を行う計画となっているか。 	5	4 管理を安定して行う物的・人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか 	45	合 計		100点
選定基準	審査項目	配点																			
1 平等利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・平等利用に関する取り組みや考え方が整理されており，具体的な取り組みがあるか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。 	20																			
2 施設の効用の最大限の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・施設を適切に維持管理する管理計画であるか。 	30																			
3 経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な管理運営を行う計画となっているか。 	5																			
4 管理を安定して行う物的・人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営基盤を有しているか。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか 	45																			
合 計		100点																			
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果，安定的な経営基盤を有し，管理計画を適切に遂行できる神栖市を指定管理者候補者として選定しました。</p> <p>なお，委員から利用者や地域のニーズを把握しつつ，施設の有効利用に向けて種々の創意工夫に取り組むよう補足意見がありました。</p>																				